

スターワン・テレホンバンク振込規定

第1条（適用範囲）

スターワン・テレホンバンクの利用者が電話にて取引できる振込取引は、当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込みとし、当該振込取引は、スターワン・テレホンバンク取引規定のほか、この規定により取扱います。

第2条（振込取引の依頼）

- (1) 振込取引の依頼はスターワン・テレホンバンク取扱時間内に受付けます。
- (2) スターワン・テレホンバンクを利用した振込取引で1日100万円以上の振込みを行う場合は、あらかじめ振込先を当行に届出てください。当行は届出に基づいて事前に振込先登録を行います。ただし、1件あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 振込取引の依頼の際は、音声ガイドに従い依頼内容を電話機のボタン操作により送信、ならびにオペレーターに依頼内容を正確に伝えてください。当行は、利用者から送信ならびに伝えられた事項を依頼内容として手続きします。
- (4) 前項に定める依頼内容について、不備があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 振込取引の依頼にあたっては、振込資金および振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。

第3条（取引日付）

振込取引は、原則として、当行所定の時間内に受付けたものは、当日振込み手続きします。当行所定の時間外に受付けたものは、翌営業日に振込通知を発信することもあります。

第4条（振込取引の成立）

- (1) 振込取引は、当行が依頼内容を確認し、お支払指定口座から振込資金等を払戻したときに成立するものとします。
- (2) 振込取引が行われた場合には、取引の都度、その事実を通知するため「ご利用明細書」を送付しますので、直ちに記載内容を確認してください。

第5条（振込通知の発信）

振込取引が成立したときは、当行は依頼内容に基づいて、振込先の金融機関あてに振込通知を発信します。

第6条（取引内容の照会等）

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかにテレホンバンクに照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会する等の調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、当行は依頼内容について利用者に照会することがあります。この場合には、速やかに回答してください。当行からの照会に対して相当期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (3) 振込先の金融機関から入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、速やかに通知し、第7条に規定する組戻しの手続きに準じて、お支払指定口座に入金します。

第7条（組戻し・依頼内容の変更等）

- (1) 振込取引の成立後にその依頼を取りやめる場合およびその依頼内容を変更する場合は、速やかにテレホンバンクに連絡してください。この場合、当行は振込依頼のときと同様の方法で本人確認をいたします。
 - ① 振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合は、組戻しの手続きにより取扱います。
 - ② 当行は、依頼に基づき、組戻し依頼または振込内容の変更依頼の電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻しされた振込資金は、お支払指定口座に入金します。
- (2) 前項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第8条（通知・照会の連絡先）

- (1) この振込取引について依頼人に通知・照会をする場合には、この取引の利用にあたって届出のあった住所、電話番号または振込資金等の引落した預金口座について届出のあった住所、電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第9条（手数料）

- (1) 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料をいただきます。
- (2) 組戻しの受付または組戻しの手続が必要となる場合以外の依頼内容の変更の受付にあたっては、当行所定の組戻し手数料または訂正手数料（組戻しの手続が必要となる場合以外の依頼内容の変更の場合）をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却いたしません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻し手数料は返却します。
- (3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも当行所定の振込手数料をいただきます。
- (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。

第10条（災害等による免責）

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由があったとき。
- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- (3) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由により入金不能、入金遅延等があったとき。

第11条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、この規定の他、東京スター銀行テレホンバンク利用規定、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、振込規定等の各規定により取扱います。

第12条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

第13条（譲渡、質入れの禁止）

この取引に基づく契約者の権利は、譲渡・質入れすることはできません。

第14条（合意管轄）

本契約に関する訴訟については、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上